

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月1日
【四半期会計期間】	第55期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	株式会社ゼンリン
【英訳名】	ZENRIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高山善司
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
【電話番号】	093(882)9052
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤本泰生
【最寄りの連絡場所】	福岡県北九州市戸畑区中原新町3番1号
【電話番号】	093(882)9052
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤本泰生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 第1四半期 連結累計期間	第55期 第1四半期 連結累計期間	第54期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	11,320	10,340	53,589
経常利益(は損失) (百万円)	130	476	3,663
四半期(当期)純利益 (は損失) (百万円)	236	42	1,272
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	37	230	2,023
純資産額 (百万円)	37,072	39,211	37,939
総資産額 (百万円)	51,439	55,436	57,989
1株当たり四半期(当期) 純利益(は損失)	6円43銭	1円17銭	34円77銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	-	-	-
自己資本比率 (%)	68.7	66.5	61.7

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、第54期第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、第54期及び第55期第1四半期連結累計期間については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用関連会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間より、地図データベース関連事業において(株)ゼンリンインターマップ、(株)ゼンリンプラスワン及び(株)エム・アール・シーを、その他において(株)Will Smartを新たに連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において、その他に区分しておりました(株)ゼンリンプロモは、平成26年4月1日付けで連結子会社である(株)ゼンリンデータコムに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

また、地図データベース関連事業に区分しております大計数据处理(深圳)有限公司(連結子会社)は、平成25年8月27日開催の董事会において、(株)エム・アール・シーは、平成25年3月29日開催の臨時株主総会において解散決議を行い、両社は清算手続中であります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第1四半期連結累計期間の状況の分析は、次のとおりであります。なお、当第1四半期は、「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げていないため、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容は記載しておりません。また、文中には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）におけるわが国経済は、政府や日銀の各種政策の効果等から、企業収益や雇用情勢に改善が見られるなど、国内景気は緩やかな回復基調が続いております。一方で平成26年4月に実施された消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、個人消費や住宅建設に一時的な影響が残ることに加え、海外では、各国の政府債務問題や、新興国の経済の先行きなど、引き続き国内景気を下押しするリスクを残したまま推移いたしました。

このような環境の中、スマートフォン向けサービスなどの売上が減少したことに加え、子会社のセールスプロモーション事業からの撤退などにより、売上高は10,340百万円（前年同期比979百万円減少、8.7%減）、営業損失は707百万円（前年同期比467百万円悪化）、経常損失は476百万円（前年同期比345百万円悪化）となりました。また、事業再編に伴い子会社の繰越欠損金に係る繰延税金資産の影響などによる法人税等調整額 723百万円を計上したことなどから、四半期純利益は42百万円（前年同期比278百万円改善）となりました。

従来傾向では、当社グループの売上高は、季節的変動が著しく、第4四半期連結会計期間に売上が集中する傾向にあります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(地図データベース関連事業)

当社グループの主力事業であります地図データベース関連事業につきましては、住宅地図データベースを活用したGIS関連の売上は堅調に推移いたしましたが、ICT関連のスマートフォン向けサービスの有料会員数が減少したことに加え、住宅地図帳の販売も減少いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は9,072百万円（前年同期比600百万円減少、6.2%減）、セグメント損失は741百万円（前年同期比435百万円悪化）となりました。

(一般印刷関連事業)

一般印刷関連事業の売上高は907百万円（前年同期比33百万円減少、3.6%減）、セグメント損失は19百万円（前年同期比18百万円悪化）となりました。

(その他)

主にセールスプロモーション事業やCAD受託処理業務からの撤退により、売上高は361百万円（前年同期比345百万円減少、48.9%減）、セグメント利益は8百万円（前年同期比19百万円減少、70.0%減）となりました。

また、財政状態といたしましては、当第1四半期連結会計期間末の総資産については、ソフトウェアが482百万円増加した一方、買掛金や設備投資に関する支払い等により現金及び預金が655百万円減少したことや、当第1四半期連結会計期間の売上が前第4四半期連結会計期間に比べ、季節的変動の影響で減少したことにより、受取手形及び売掛金が3,995百万円減少いたしました。これらの要因により、総資産は、前連結会計年度末に比べ2,552百万円(4.4%)減少し55,436百万円となりました。

負債については、支払い等により買掛金が964百万円、返済等により短期借入金が2,287百万円、納税等により未払法人税等が746百万円減少いたしました。これらの要因により、負債は、前連結会計年度末に比べ3,825百万円(19.1%)減少し16,224百万円となりました。

純資産については、剰余金の配当により540百万円減少した一方、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響により1,377百万円増加いたしました。これらの要因により、純資産は、前連結会計年度末に比べ1,272百万円(3.4%)増加し39,211百万円となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ4.8ポイント上昇し、66.5%となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は、次のとおりであります。

基本方針

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

また、当社取締役会は、株券等所有割合が3分の1以上となる当社株券等の買付行為(以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が、ゼンリングループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、ゼンリングループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行う必要があると考えております。

当社は創業以来、地図業界のリーディングカンパニーとして地図関連情報の提供を通じて、社会に貢献し続けることを活動の基本として事業を拡大してまいりました。ゼンリングループは、「知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献します」を企業理念として掲げ、「Maps to the Future」のスローガンのもと、地図情報で未来を創造していくことを使命として企業運営を行っております。そして、情報化社会の発展により地図情報に求められる価値やニーズが大きく変化を続ける今、私たちは「より適した価値」を実現することで、「情報を地図化する世界一の企業」となることを目指してまいります。

その結果として、企業価値の向上を図り、ゼンリングループが株主の皆様にとって魅力ある企業集団であることを目指すとともに、お客様及び従業員を大切に、社会に貢献し続けていく企業集団でありたいと考えております。

ゼンリングループは「キュレーション思考でより適した価値を実現する」ことを目指して、具体的な取り組みを推進するために、2012年度から2015年度までの4か年の中期経営計画「ZENRIN GROWTH PLAN 2015(以下、ZGP2015)」を策定いたしました。

現在、地図情報を含めた様々な情報が、いつでも無料で取得できる環境が整う一方で、膨大な情報の中から、消費者が自分にとって価値のある情報を手にいれることは非常に難しくなっております。そこで、ゼンリングループが地図情報を新しく編集しなおすことで、「より適した価値」を実現するキュレーター()となるために、ZGP2015では 既存・新規地図データベース(以下、DB)の用途開発による収益拡大、「知のサイクル」適正化のための時空間DBの構築、固定費率低減のための生産性改善と構造改革の3つを基本構成として、各種施策を実施し、収益を維持しながら持続的成長に向けて取り組んでまいります。

ゼンリングループは、創業以来培った技術やノウハウを活かして、このような理念に基づくコンテンツの充実や新たな事業領域開発に取り組み、会社と事業の変革を通じて市場の変化に対応しながら企業価値向上に努めると同時に、ゼンリングループの地図関連情報は官公庁や公共的な企業においても活用されているという、高い公共性も自負しております。加えて、当社は地域社会への貢献も企業の重要な役割と考え、地域事業への出資やスポーツ・文化活動の支援等を通じてその役割に取り組んでおります。

当社の経営においては、上記のような事業環境や事業特性並びに顧客や従業員、取引先等のステークホルダーとの関係に対する理解が必要不可欠であり、また、十分な理解なくしては、ゼンリングループの企業価値を適正に把握することは困難であると考えます。

()キュレーター：一般的には博物館・美術館等の展覧会の企画を担う学芸員をさす。現在ではインターネットの世界を中心に「情報を司る存在」として、必要な情報のみを選別するフィルタリングを行い、有益な状態にして配信することをさす。

基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社取締役会は、ゼンリングループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

このような不適切な大規模買付者に対しては、情報開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見などとともに公表するなど、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて法令及び定款の許容する範囲内において適切な対応をまいります。 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記取組みは、企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上させる目的をもってなされるものであり、基本方針に沿うものです。

従いまして、これらの取組みは基本方針に沿い、当社株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は177百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 資本の財源及び資金の流動性

資金需要

当社グループの資金需要は、運転資金としては、各種地図データベースの構築のための調査業務費用などがあり、設備投資資金としては、主に各種データベース製作システムやソフトウェアプログラムなどへの投資があります。

財政政策

当社グループは、現在及び将来の事業活動のために適切な水準の流動性維持及び、効率的な資金の確保を最優先としております。これに従い、営業活動によるキャッシュ・フローの確保に努めると共に、内部資金を効率的に活用しております。また、不足する資金は必要に応じて適切な時期に資金調達を実施し、財務活動によるキャッシュ・フローにより補填しております。

運転資金等の短期的な不足資金は、複数の金融機関より確保している融資枠からコスト面を考慮し1年以内の借入金で、また、設備投資資金等の長期的な不足資金は、ファイナンス・リースの活用や安定性を重視した固定金利の長期借入金で調達しております。

以上のことから、当社グループの今後の事業活動に必要な運転資金及び設備投資資金を確保することが可能と考えております。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

「(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載のとおり重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	134,000,000
第1種優先株式	67,000,000
計	134,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式134,000,000株、第1種優先株式67,000,000株であり、合計では201,000,000株となりますが、発行可能株式総数は134,000,000株とする旨定款に規定しております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておられません。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月1日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	38,200,910	38,200,910	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	38,200,910	38,200,910	-	-

(注) 当社定款に第1種優先株式を発行することができる旨規定しておりますが、この四半期報告書提出日現在、発行した第1種優先株式はありません。

なお、当社定款に規定している第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1 第1種優先配当等 (第12条の2)

(1) 当社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式の株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額又は金銭以外の財産の価額に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める一定率(100パーセントを下限とし、125パーセントを上限とする。)を乗じた額又は価額(小数部分が生じる場合、当該小数部分については、第1種優先株式の発行に先立って取締役会が定める額とする。)の剰余金の配当(以下「第1種優先配当」という。)を行う。ただし、第1種優先配当の計算の結果、算出された額又は価額が当社定款第12条の2第2項に定める第1種無配時優先配当の額に満たない場合、第1種無配時優先配当をもって第1種優先配当とする。

(2) 当社は、毎事業年度の末日、毎年9月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「第1種無配時優先配当」という。)を行う。

(3) 第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、当社定款第12条の2第1項又は第2項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「第1種累積未払配当」という。)を行う。

(4) 当社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。

2 第1種優先株主に対する残余財産の分配 (第12条の3)

(1) 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、当社定款第12条の2第3項に規定する不足額を支払う。

(2) 当社は、当社定款第12条の3第1項に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、当社定款第12条の3第1項の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

3 議決権 (第12条の4)

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、過去2年間において、法令及び本定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

4 種類株主総会 (第12条の5)

- (1) 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (2) 当社定款第14条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。
- (3) 当社定款第15条、第16条、第18条及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
- (4) 当社定款第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

5 普通株式を対価とする取得条項 (第12条の6)

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日(取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日)の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。
当会社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(当社の単独による株式移転を除く。)に係る議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合
当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
当社が発行する株式を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合が50パーセント超となった場合
当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日
なお、本号において「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けを、「株券等所有割合」とは金融商品取引法第27条の2第1項第1号に定める株券等所有割合を、「公開買付者」又は「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める公開買付者又は公開買付報告書をいう。
- (2) 当社は、第1種優先株式を上場している金融商品取引所が、当社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

6 株式の分割、株式の併合等 (第12条の7)

- (1) 当社は、株式の併合をするときは、普通株式及び第1種優先株式ごとに同時に同一割合とする。
- (2) 当社は、株式の分割又は株式無償割当てをするときは、以下のいずれかの方法によりする。
普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合とする。
普通株式又は第1種優先株式のいずれかについて株式の分割をし、株式の分割をしない種類の株式を有する株主又は登録株式質権者には株式の分割をする種類の株式を株式の分割と同時に同一の割合で割当てる株式無償割当てをする。
普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式の株式無償割当てを、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- (3) 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- (4) 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- (5) 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- (6) 当社は、株式移転をするとき(他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。)は、普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する第1種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- (7) 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及び第1種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。
- (8) 当社定款第12条の7の規定は、現に第1種優先株式を発行している場合に限り適用される。

7 その他の事項 (第12条の8)

当社は、当社定款第12条の2乃至7に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。

(2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	38,200	-	6,557	-	13,111

(6) 【大株主の状況】
当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】
当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,136,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,947,600	359,476	-
単元未満株式	普通株式 117,310	-	1単元(100株)未満 の株式
発行済株式総数	38,200,910	-	-
総株主の議決権	-	359,476	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が5,300株(議決権の数53個)含まれて
おります。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) 株式会社ゼンリン	北九州市小倉北区室町 1丁目1番1号	2,136,000	-	2,136,000	5.59
計	-	2,136,000	-	2,136,000	5.59

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,631	5,976
受取手形及び売掛金	12,070	8,075
電子記録債権	24	36
商品及び製品	979	1,053
仕掛品	277	476
原材料及び貯蔵品	52	50
その他	2,583	3,331
貸倒引当金	12	8
流動資産合計	22,607	18,992
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,140	6,066
土地	8,199	8,281
その他(純額)	2,570	2,801
有形固定資産合計	16,910	17,149
無形固定資産		
のれん	367	343
ソフトウェア	8,388	8,870
その他	4,049	3,634
無形固定資産合計	12,804	12,848
投資その他の資産		
その他	5,804	6,558
貸倒引当金	137	113
投資その他の資産合計	5,666	6,445
固定資産合計	35,381	36,444
資産合計	57,989	55,436

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,278	1,313
短期借入金	5,774	3,486
未払法人税等	853	107
役員賞与引当金	84	20
その他	6,639	7,043
流動負債合計	15,630	11,972
固定負債		
長期借入金	1,304	1,197
役員退職慰労引当金	127	132
退職給付に係る負債	1,797	1,490
資産除去債務	20	20
その他	1,170	1,410
固定負債合計	4,419	4,252
負債合計	20,050	16,224
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,557	6,557
資本剰余金	13,111	13,111
利益剰余金	19,061	20,186
自己株式	2,840	2,840
株主資本合計	35,890	37,015
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	144	177
為替換算調整勘定	82	138
退職給付に係る調整累計額	174	171
その他の包括利益累計額合計	112	131
少数株主持分	2,161	2,328
純資産合計	37,939	39,211
負債純資産合計	57,989	55,436

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	11,320	10,340
売上原価	7,041	6,445
売上総利益	4,279	3,895
販売費及び一般管理費		
人件費	2,508	2,473
役員賞与引当金繰入額	12	18
退職給付引当金繰入額	85	-
退職給付費用	-	71
その他	1,912	2,040
販売費及び一般管理費合計	4,519	4,603
営業損失()	240	707
営業外収益		
受取利息	3	6
受取配当金	163	159
持分法による投資利益	4	-
その他	67	88
営業外収益合計	139	253
営業外費用		
支払利息	5	8
持分法による投資損失	-	0
貸与資産減価償却費	6	5
その他	17	7
営業外費用合計	29	21
経常損失()	130	476
特別利益		
固定資産売却益	93	258
特別利益合計	93	258
特別損失		
固定資産除売却損	31	80
減損損失	-	0
その他	2	7
特別損失合計	34	88
税金等調整前四半期純損失()	70	305
法人税、住民税及び事業税	205	167
法人税等調整額	203	723
法人税等合計	2	555
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	73	250
少数株主利益	163	207
四半期純利益又は四半期純損失()	236	42

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	73	250
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	33	34
為替換算調整勘定	100	50
退職給付に係る調整額	-	3
持分法適用会社に対する持分相当額	23	7
その他の包括利益合計	110	19
四半期包括利益	37	230
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	149	23
少数株主に係る四半期包括利益	186	207

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

前連結会計年度において、当社の非連結子会社でありました全4社(株ゼンリンインターマップ、(株)ゼンリンプラスワン、(株)Will Smart及び(株)エム・アール・シー)を当第1四半期連結会計期間より、連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において、連結子会社でありました(株)ゼンリンプロモについては、平成26年4月1日付で連結子会社である(株)ゼンリンデータコムに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が1,675百万円計上され、退職給付に係る負債が458百万円減少するとともに、利益剰余金が1,377百万円増加しております。なお、当第1四半期連結累計期間の損益及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

商品及び製品より直接控除している単行本在庫調整引当金の額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
商品及び製品	383百万円	404百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 受取配当金に含まれる「野村信託銀行株式会社(ゼンリン従業員持株会専用信託口)」が保有する当社株式に係る利益配当金の額

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
受取配当金	2百万円	-百万円

2 前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)
当社グループの売上高は、季節的変動が著しく、第4四半期連結会計期間に売上が集中する傾向にあります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	1,065百万円	1,258百万円
のれんの償却額	- 百万円	29百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月14日 定時株主総会	普通株式	551	15.0	平成25年 3月31日	平成25年 6月17日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月17日 定時株主総会	普通株式	540	15.0	平成26年 3月31日	平成26年 6月18日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	地図データ ベース関連事 業	一般印刷 関連事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,672	941	10,613	706	11,320
セグメント間の内部売上高 又は振替高	20	41	61	40	101
計	9,693	982	10,675	746	11,422
セグメント利益又は損失()	305	0	306	28	278

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない仕入商品販売及びCAD受託処理などの事業活動を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	306
「その他」の区分の利益	28
セグメント間取引消去	38
四半期連結損益計算書の営業損失()	240

当第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	地図データ ベース関連事 業	一般印刷 関連事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,072	907	9,979	361	10,340
セグメント間の内部売上高 又は振替高	14	46	60	3	63
計	9,086	953	10,040	364	10,404
セグメント利益又は損失()	741	19	760	8	751

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない仕入商品販売などの事業活動を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	760
「その他」の区分の利益	8
セグメント間取引消去	44
四半期連結損益計算書の営業損失()	707

（企業結合等関係）

（共通支配下の取引等）

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

企業の名称 (株)ゼンリンデータコム

事業の内容 モバイル端末向け地図情報配信サービス、インターネットサービス向け地図データ提供

企業の名称 (株)ゼンリンプロモ

事業の内容 セールスプロモーション事業

(2) 企業結合日

平成26年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

(株)ゼンリンデータコムを存続会社、(株)ゼンリンプロモを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

(株)ゼンリンデータコム

(5) その他取引の概要に関する事項

不採算事業からの撤退と子会社の集約により、当社グループにおける連結経営体制の合理化と経営資源の集中を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施いたしました。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失()	6円43銭	1円17銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	236	42
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	236	42
普通株式の期中平均株式数(千株)	36,766	36,064

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、前第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、当第1四半期連結累計期間については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 前第1四半期連結累計期間の普通株式の期中平均株式数には、「野村信託銀行株式会社(ゼンリン従業員持株会専用信託口)」が保有する自己株式が含まれております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

特に記載すべき事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年7月31日

株式会社 ゼンリン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 磯 俣 克 平

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 田 篤 芳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室 井 秀 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼンリンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゼンリン及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。